

平成31年度都区財政調整協議結果等について

1 平成31年度都区財政調整

(1) 概要

		対前年度増減率
① 調整税（当年度分）	1兆9,559億円	(5.5%)
② 交付金の総額（ア＋イ）	1兆820億円	(5.8%)
ア 当年度分（調整税の55%）	1兆758億円	
イ 精算分	62億円	
③ 基準財政収入額A	1兆1,653億円	(3.0%)
④ 基準財政需要額B	2兆1,932億円	(4.3%)
ア 経常的経費	1兆8,400億円	
イ 投資的経費	3,532億円	
⑤ 交付金	1兆820億円	(5.8%)
ア 普通交付金（B－A）	1兆279億円	
イ 特別交付金	541億円	

(2) 特徴

《交付金の総額》

交付金の総額は、市町村民税法人分等の増収により、1兆820億円となり、前年度と比べ、592億円、5.8%の増となりました。

○ 普通交付金は、交付金総額の95%相当で1兆279億円、前年度と比べ、562億円の増となり、特別交付金は、交付金総額の5%相当で541億円、前年度と比べ、30億円の増となりました。

《基準財政収入額》

基準財政収入額は、1兆1,653億円となり、前年度と比べ、338億円、3.0%の増となりました。

○ 特別区民税は、人口増に伴う納税義務者数の増と、雇用・所得環境の改善を反映し、前年度と比べ、343億円の増となりました。

○ 車体課税の見直しに伴い、自動車取得税交付金は前年度と比べ35億円の減となり、新たに軽自動車税環境性能割と環境性能割交付金を、合わせて12億円算定しました。

《基準財政需要額》

基準財政需要額は、2兆1,932億円となり、前年度と比べ、900億円、4.3%の増となりました。

○ 経常的経費は、保育所整備等対応経費の臨時的な算定が終了するなど、前年度と比べ374億円の減となりました。投資的経費は、公共施設改築工事費を臨時的に算定するなど、前年度と比べ1,274億円の増となりました。

2 協議課題の調整内容

項 目		都	区	計
当初提案数		6	60	66
調 整 項 目	(1)新規算定		(※1) 17	17
	(2)算定充実		13	13
	(3)事業費の見直し	3	1	4
	(4)算定方法の改善等		12	12
	(5)財源を踏まえた対応		1	1
	計	3	44	47
協議が整わなかった項目数		3	16	19

※1: 区側の当初提案のうち、「認可外保育施設等保護者負担軽減事業費」および「保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費」については1項目(新規算定)でカウントしています。

(1) 新規算定 (17 項目、38 億円)

- ・水害対策経費、区立施設定期点検調査費(外壁点検)、待機児童解消緊急対策対応経費、新生児聴覚検査費、空き家対策等事業費、【態容補正】中心地区まちづくり調整業務費 など

(2) 算定充実 (13 項目、61 億円)

- ・防災市民組織育成費(防災用資器材)、住民基本台帳整備費・賦課徴収費、老人福祉施設入所措置費、健康相談事業費、街路灯維持補修費 など

(3) 事業費の見直し (4 項目、△5 億円)

- ・【態容補正】勤労福祉会館管理運営費、住宅対策費(特定優良賃貸住宅家賃対策補助)、土木自動車整備費、【投資・態容補正】沿道環境整備事業

(4) 算定方法の改善等 (12 項目、200 億円)

- ・災害用食料の備蓄(避難所用)、【投資】公園費の見直し、投資的経費に係る工事単価の見直し(建築工事、土木工事)、行政系人事制度改正に伴う対応 など

(5) 財源を踏まえた対応 (1 項目、1,552 億円)

- ・公共施設改築経費の臨時的算定

(6) 協議が整わなかった項目 (19 項目)

- ・子どもの貧困対策等事業費、私立幼稚園等預かり保育推進事業費、【投資・態容補正・小学校費】学級増に伴う普通教室整備経費、幼児教育無償化への対応、【投資】改築需要集中期への対応、特別交付金、児童相談所関連経費 など

3 協議上の諸課題

項目		区の考え方	都の考え方	協議結果
特別交付金	○透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、引き続き特別交付金の割合を2%を基本に見直す方向で検討する	○現行のルールに基づく算定では、透明性・公平性が十分に確保できているとは言えないことから、より透明性・公平性の高い普通交付金の割合を高めるべき	○現行割合を変更する必要はなく、現行のルールに基づく算定は、透明性・公平性の確保の観点からも大きな問題はない	協議が整わなかった項目として整理する
減収補填対策	○年度途中の調整税の減収について、一般の市町村が採りうる減収対策に見合う対応策を引き続き検討する	○一般の市町村が採りうる減収補填対策に見合う対応策を特別区だけが講じられず、それに代わる方法すら無いのは、制度上問題であり、予め不測の事態を想定して対応策を議論すべき	○区ごとの財政運営上の必要性を踏まえた具体的な検証が必要である	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する
都市計画交付金	○都区の都市計画事業の実施状況に見合った配分となるよう、抜本的な見直しを検討する	○制度の抜本的な見直しとともに、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置すべき ○交付率は、都市計画交付金の実績に見合う配分の妨げとなっているだけでなく、交付金に執行残が生じる要因となっていることから、執行残が生じないよう、早急な見直しを行うべき	○各区から直接、現状や課題などを聞きながら対応する ○交付率についても、各区における事業の実施状況に応じて、算定要領に基づき、弾力的な運用を図っている	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する

項目		区の考え方	都の考え方	協議結果
児童相談所関連経費	○基準財政需要額に算定した上で、移管される事務の規模に応じた配分割合の変更を検討する。また、当面発生する準備経費については特別交付金で全額算定する方向で検討する	○平成 32 年度開設予定区の政令指定申請が迫っているため、関連経費の財調上の取扱いについて、今年度の協議で明確にすべき ○特別区の児童相談所設置は、法改正の趣旨に沿ったものであり、関連経費については、基準財政需要額に算定し、都区間の配分割合を変更するとともに、準備経費を特別交付金で全額算定すべき	○「特別区がひとしくその行うべき事務」であるかどうかについて慎重に検討する必要がある ○配分割合変更の有無について議論できる段階ではない	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する

4 平成 30 年度都区財政調整再調整

【当初算定との比較】

(単位：億円)

区分	基準財政収入額	基準財政需要額	普通交付金	特別交付金
30 再調整	11,315	—	10,148	534
30 当初算定	11,315	20,595	9,441	511
比較	0	—	707	23

※再調整における、基準財政需要額は調整中です。

- ・ 当初算定時の算定残約 276 億円が、その後の調整税の税収見込の増により約 707 億円となりました。このため、算定残については次の 1 項目により、再調整を実施することとなりました。

○首都直下地震等に対する防災・減災対策

首都直下地震等に対する防災・減災対策として、「地震等により倒壊の危険性があるブロック塀の点検・撤去等に係る経費」、「災害用食料備蓄や防災用資器材の充実、水害ハザードマップ印刷や水防訓練に係る経費」及び「災害時に避難場所等となる公共施設の改築需要に係る経費」を算定します。